

令和6年 総務文教委員会行政視察報告

〔参加委員〕

委員長	小林歳春
副委員長	城田 領
委員	小林貴幸 土屋俊重 大塚雄一 塩川浩志 加藤夕紀子
	小金沢昭秀 三石知志
議長	江本信彦

1 視察日時 令和6年10月9日（水）～10月11日（金）

2 視察先及び視察事項

- (1) 大阪府 池田市 「池田市の職員及び市議会議員のハラスメント防止に関する条例」について
- (2) 山口県 周南市 「周南市立德山駅前図書館」について
「周南市回天記念館」について
「公共施設再配置の取組」について

3 視察概要

(1) 大阪府池田市「池田市の職員及び市議会議員のハラスメント防止に関する条例」について

企業にパワーハラスメントの防止措置を義務づける改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が2020年6月から施行されました。中小企業は2022年4月から適用されています。厚生労働省がパワハラ行為の指針を示し、それによると優越的な関係を背景とした言動で業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより労働者の就業環境が害されるものと定義しています。このハラスメントは個人の問題にされがちであるがそれだけではなく、組織の風土の病であるとの指摘もあります。議会内風土においても注意すべき点であります。職場においてもハラスメントは人権問題で尊厳を傷つけることは許されるものではないとの認識に立ち、佐久市議会においてもハラスメントの防止に向けた議員研修の実施を行なうなどしてきました。佐久市行政においては職場でのハラスメントの防止に対する規定を設けているものの条例の制定がありません。今後、議員間や市の理事者や職員との関係においてハラスメントにより市民サービスの低下に影響がないような予防措置として防止条例の取組みが出来ないか、そして議会提案により防止条例を制定した先進地である池田市を参考とするため研修地としました。

ア 日時 令和6年10月9日（水）午後1時00分から午後2時00分

イ 対応 対応者：議会事務局 局長代理、次長

ウ 内容

池田市が条例を制定した背景には、元市長の不適切な様々な諸問題が全国的に報道された事をきっかけに、調査権を規定した地方自治法第100条に基づき権限を付与された百条委員会

を設置し、調査が行われ臨時議会にて調査報告がまとめられ報告書内で提言がなされました。この提言を受けて議員間において活発な議論がなされ条例制定の機運が高まったことから各派代表者会議にて条例制定のへの道筋を決定しました。「池田市の職員及び市議会議員のハラスメント防止に関する条例」の1条から5条までの説明を受けました。内容を要約すると、ハラスメントが市民サービスを低下させ、ハラスメントが公になった場合は、市民の信頼の喪失のみならず、社会的信用の失墜につながるおそれがあるとされ、市長をはじめとする職員及び市議会議員は、職員又は市議会議員からハラスメントがあったのではないかという疑惑を持たれるような行為を起ささない、ハラスメントを絶対に許さないという強い認識のもと市民から信頼される市政運営をめざすとされています。他、質疑応答がなされ、活発な意見交換を行いました。一部抜粋すると、カスハラの問題、研修の中身、制定課程の委員会審議でのやり取り、制定後の市民の反応等々が行われました。

エ 考察

視察地では、議会内や市役所内でのパワハラ防止を目的とした防止条例を制定し、ハラスメント問題に対する具体的な規定を設け予防策に取り組み、定期的な研修や啓発活動が含まれています。もう一つの重要な点は、ハラスメントは個人の問題として片付けられがちですが、根本的には組織文化が大きな影響を与えます。佐久市が取り組むべきは、全ての職員や議員が尊重し合う文化を築くことで定期的なコミュニケーションを通じて、互いに敬意を払い、風通しの良い職場環境を作ることで、結果的に市民サービス向上にも繋がると考えます。

池田市の取り組みを参考にするならば、職場や議会内でのパワーハラスメント防止に向けて具体的な施策を講じることができ、条例の制定、研修の実施、相談窓口の設置、組織文化の改革など、総合的に取り組むことで、健全で働きやすい環境を作り上げることができ、結果として市民サービスの向上にも資すると考えます。条例を制定することは、議会内でのハラスメントリスクを意識し、日常的に注意を払い続けることで意識付けが高まると考察します。



(2) 山口県周南市 「周南市立德山駅前図書館」について

佐久市では現在中央図書館の建て替え時期にきており、候補地や立て替えを含めた議論がされています。他市の事例を参考するべくこれまでも総務文教委員会は視察を行ってきましたが、今回の選定を行った際に重要となった民間活用が決め手となりました。その他、駅前の図書館、複合化施設など参考事例が多岐に渡ることで、佐久市の中央図書館の設置という重要施策において直接施設を見、当事者の説明を受けることで様々な視点で議論を深め、より充実した議論に資するよう研修を行いました。

ア 日時 令和6年10月10日（木）午前9時45分から午前11時15分

イ 対応 対応者：中央図書館 館長

ウ 内容

周南市では、周南市中心市街地の活性化を目的に、「周南市徳山駅前賑わい交流施設」の中核施設として2018年2月にオープンしました。蔦屋書店を運営するカルチュア・コンビニエンス・クラブ（CCC）が指定管理者として運営を行っており、この交流施設には、同図書館のほか、蔦屋書店、スターバックスコーヒー、交流室、市民活動支援センター、飲食施設などが入り民間活用がなされています。1階に図書館、カフェ及び書店。2階に図書館、キッズコーナー等、書店及び物販、インフォメーションスペース、屋外デッキ。3階に図書館、学習スペース、ビジネススペース等、屋外デッキがあり、イベントスペースが設置されていることで芸能関係や音楽関係のコンサートも開催されています。その他、質疑応答では事業費内訳、ビル解体費、指定管理料等々の財政負担、アクセスや駐車場問題、JRとの連携、来館者動態等々活発な意見交換を行いました。

エ 考察

周南市の図書館開設においても、利用者のニーズに応じたサービスが重要視されました。佐久市でも、建て替えに際して市民の意見を広く募り、図書館の設計や運営方針に反映させることが、より地域に根ざした施設作りに繋がると考えます。また、周南市では蔦屋書店を運営するカルチュア・コンビニエンス・クラブ（CCC）が指定管理者として運営を行っており、佐久市でも専門知識を持つ民間企業との連携を模索、検討することは、図書館運営の効率化と魅力向上を図れるのではないかと考えます。事前のアンケートやワークショップを通じて利用者の希望を収集し、図書館の機能やサービスをデザインすることが今は大切な要素だと視察を通じて思います。

これらの要素を考慮に入れ、佐久市の図書館建て替えに向けた複合施設への提案と特に「駅前、駅ビル等への設置は」それだけで付加価値があることの提言を行うことは、地域にとってより利用しやすく、多機能で持続可能な中央図書館設置が可能になると考察します。



(3) 山口県周南市 「周南市回天記念館」について

佐久市では現在、沖縄県糸洲の壕（戦争遺構）に係る献花台、解説案内板、階段手摺等の整備を行っています。周南市（旧大津島町）で、回天（特攻兵器）の訓練が行われた歴史的な背景があります。戦争の現状や、平和の大切さを直接伝える記念館を訪れ、説明を受けることで歴史に学び施設の有り様を研修地としました。

ア 日時 令和6年10月10日（木）午後2時00分から午後3時30分

イ 対応 対応者：文化振興課 課長補佐、係長、係員

ウ 内容

回天記念館では、昭和37年、回天関係者が回天顕彰会を発足させ、搭乗員の遺品の収集と展示・維持するための記念館を建設することを決め、40年から建設資金を集める活動が開始されました。43年には、よりスムーズに活動を行うために周南市内に本拠地を置く回天記念館建設賛助会を設置しました。同年11月に寄せられた1,962万円を基に記念館が完成しました。その後、展示スペースの拡張、石碑等の整備を行うために再度、回天顕彰会の有志により募金活動が行われた結果、平成10年に現在の記念館にリニューアルされました。全国で唯一残っている人間魚雷「回天」の訓練基地であり、戦争遺産として貴重であるということから土木学会推奨の土木遺産に認定されましたとの説明がなされ、回天記念館が存在することで様々なオプションを提示でき、私達も講話や様々な遺構を見学出来た事は、先人の努力のたまものであると理解し、敬意を表したいと思います。

エ 考察

回天記念館では、戦争体験者やその家族が語り部として活動し、戦争の現状や平和の大切さを直接伝え、現在では後継者による活動も行われており、語り部の思いを継承する努力が続けられています。恒久的な活動をどのように維持するかも含めた継続の大切さと、後継者の確保など戦後の課題を考えさせられる研修となりました。佐久市においても、開発者の一人に仁科関夫少佐がおられます。今まで光が当てられなかった経緯は聞き及んでいますが、自らも出撃し命を落としている経緯から、反戦への考えを再構築させられ、どのような対応が適切なのかを深く考察いたします。



(4) 山口県周南市 「公共施設再配置の取組」について

都市再生整備計画が公表されています。この旧まちづくり交付金の活用方法も含め、周南市が行った施設再配置計画は、地域や都市における公共施設やインフラ、行政機関などの施設の配置を最適化するための計画で、市内の公共施設の配置や利用状況を見直し、効率的で持続可能な形に再編成することを目的とした取り組みを行っていますので、この取り組みを学ぶため研修地としました。

ア 日時 令和6年10月11日（金）午前9時30分から午前11時

イ 対応 対応者：施設マネジメント課 課長補佐、係長

ウ 内容

再配置計画の策定から現在9年目となり経過の説明で、平成23年度に、議会にて財政問題に関する要望決議がなされ、公共施設再配置計画の早期策定を要望され、平成24年度に行政改革推進室という部が設けられました。当時は合併特例債の適用期限が迫ってきており、市役所の外壁部分が完全に崩れ、中の鉄骨が見えるような状況化で、建て替え検討を開始しなければ期限内に工事が完了しないというような時期であり公共施設再配置計画案を公表します。個別

施設の検証結果で、建物の廃止、転用といった、具体的なそれぞれの施設に対して批判が集中し、理解を得るための時間を要することになります。パブリックコメントでも多数の反対意見をいただき、この原因として市民への説明が不足していたこと。大まかな総論であっても十分に説明し納得を得る前に、具体的な廃止などの議論に入ってしまったこと。地域拠点は残していくなどの地域性の配慮が足らなかったことが原因として考えております。この頃、現在の全国的な公共施設等総合管理が必要となる起点となった、笹子トンネル天井盤崩落事故が起こっております。平成25年には、再配置計画案の再考を求める要望決議が可決され、再配置計画案を取り下げるということに至っております。平成27年に再配置計画が当初の再配置計画がようやく策定されたとのことです。ここでは策定に至るまで経過説明とその後のアクションプラン、施設分類別計画、地域別計画、長期修繕計画、長寿命化計画を、本市独自の定義で4つ設けているとの説明を受け、再配置計画策定後の取り組みでは公共施設の再配置を市民と行政が一緒になって取り組むに当たり、公共施設の再配置とは何なのか。どのように進めていくのかを、実際の取り組みを通して、市民に理解していただくために、モデル事業を実施した事例を学び、その後質疑応答となり、PPPやPFIのこと、土地所有が市か県かの問題、モーターボートの事業、最終的に財源の問題（基金の取り崩し）など活発な意見交換となりました。

エ 考察

周南市の「施設再配置計画」は、少子高齢化や人口減少が進む中で市の公共施設の管理や運営を持続可能にするために計画され、施設の老朽化や利用率の低下といった課題を解決するため公共施設の集約や再配置、廃止などを通じて効率的かつ効果的な施設運営を目指し策定されたと感じます。朽化した施設を維持していくコストが増大する中で、周南市のように不要な施設の廃止や売却を含めた計画を立てることで、財政負担を軽減でき、市民意見の反映を重視しワークショップや説明会などを通じて計画を進めています。このことは市民のニーズに合った施設配置を実現しやすくなり再配置を行うことをスムーズに移行できる要素の一つと考えます。公共施設の目的や役割を見直し、地域社会の変化に対応した施設への転換、単機能施設を複合施設へ統合し、利用効率を高める取り組みが行われている現状は、佐久市においても参考になる事例の取り組みだと考察します。

